



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2021年9月24日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

点呼時のアルコール検知器による検査 警察庁が検討 安全運転管理者をおく事業所で来年4月から義務化か

警察庁は、安全運転管理者をおく事業所に対し、ドライバーへのアルコール検知器による酒気帯び検査の実施を点呼時に義務付ける内容の法制度改正を検討しています。

安全運転管理者は、1事業所あたりの用務に使用する車両が軽自動車・普通乗用車あわせて5台以上である場合（持ち込み車両含む）、または11人乗り以上の車両1台以上である場合に選任することが義務付けられています。自家用有償旅客運送も、上記に該当する場合には安全運転管理者を選任しなければなりません。

改正が行われると、安全運転管理者を選任している団体では点呼の際に運転ボランティアへの酒気帯び検査が義務付けられることとなります。検査は、目視および国が指定したアルコール検知器を用いて行います。現在、自家用有償旅客運送の点呼は対面のほか、電話やメール等で運転者が自己申告する形が可能となっており、最近では感染症予防の観点から非対面を積極的に選択する団体も

少なくありません。アルコール検知器を用いた検査が必要となったとき、この現在の点呼のあり方を変更しなければならない可能性があり、送迎事業所やボランティアの負担増大となることが懸念されます。

ちなみに、バスやタクシーの事業所では対面で酒気帯び検査ができない場合、スマートフォンなどのビデオ通話機能を使用して検査・確認をすることが認められています。自家用有償旅客運送に対しても同様の措置がとられるかどうかは、まだ明らかになっていません。なお、現在、警察庁は本件についてパブリックコメントを募集しています。

【参考】「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について（10月2日締め切り）：

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120210019&Mode=0>

《トピックス》

幹線道路でバス自動運転の実証実験 都市部の交通量多い公道を走行する

名古屋市鶴舞周辺の公道で自動運転バスの実証実験が行われています。

この実証実験の特徴は、都市部の交通量の

多い幹線道路を含むルートを設定し、大型ショッピングモールや大学などがある市街地を走行する点です。これまでの自動運転実験は、主に中山間地の車両や歩行者が比較的に少ない環境で行われてきました。交通量の多い

都市部での自動運転はより高い安全性が求められるため、自動運転の本格的普及にむけた試金石として注目されています。

使用される車両は自動運転専用車両で、車内には「運転席」が無くドライバーもいません。最大 14 人乗りで、最高速度は時速 19km。通常は GPS の情報をもとに自動で走行し、ドライバーは遠隔地で監視を行います（緊急時はドライバーによる遠隔操作に切り替える仕組み）。実験は、8 月 18 日より 10 月下旬まで約 2 か月半行われます。

自動運転によるビジネスモデルの構築をめざす愛知県では、今回の実験を自動運転ノウハウの向上につなげたいとしています。

【リンク】

愛知県庁 名古屋市鶴舞周辺において、自動運転の社会実装を見据えた実証実験を実施します

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/jidounten-nagoya-2021.html>

介護ホームヘルパーの高齢化顕著に約 25%が 65 歳以上 業界団体調査

（公財）介護労働安定センターが昨年実施した調査で、介護職の高齢化が進んでいることが明らかになりました。

介護労働安定センターは介護労働者の雇用管理の改善、能力向上支援などを目的とする団体で、この調査は昨年 10 月に全国の介護事業所約 1 万 7500 カ所、介護職約 2 万 2,000 人を対象に実施したアンケート調査です。報告書によると、介護職全体で 65 歳以上が占める割合は 12.3%で、職種別ではホームヘルパーが最も高く、およそ 4 人に 1 人の 25.6%が高齢者となっています。

2017 年以降、訪問介護業界は事業所数が減少傾向にあり、その背景には職員が確保できない・人手不足があるといわれています。一方高齢化の進展により、訪問介護

を必要とする人は増えており、需要に対して供給量が少ない状況になっています。ここに今後高齢を理由としたホームヘルパーの退職が増えれば、訪問介護が必要な人がサービスを利用できないという状況が発生しかねません。報告書は状況が一段と厳しくなる可能性を示唆しています。

【リンク】

介護労働安定センター 令和 2 年度「介護労働実態調査」結果の概要について：

http://www.kaigo-center.or.jp/report/pdf/2021r01_cho usa_kekka_gaiyou_0823.pdf

《事務局より》

■浸水被害車両の取り扱いについて

この度 8 月の豪雨において被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

車両が被害を受けた場合の手続きは、市役所等へ被災の届け出を行い、修理または廃車という流れになります。被災車両の修理は車両保険の対象となります。

洪水で車が流されて見つからないなど手元に車両がない場合は、廃車手続きが必要になります。このような理由による廃車の場合、お住まいの地域が災害救助法の対象に指定されていれば、自動車重量税の還付が可能になります（災害救助法の対象地域とは、内閣府により災害により多数の人が継続的に避難し救助を必要とすると認められた自治体のことです）。詳細は、国税局のホームページをご覧ください。

【リンク】

国税庁 被災自動車に係る自動車重量税の還付申請手続

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/jidosha/annai/23120160.htm>